平成２２年（フ）第２２６号
長野市上松５丁目２番17号
債務者　網谷　壽一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
滋賀県東近江市八日市上之町７番26号塚本荘
債務者　江頭多津子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１８２号
滋賀県東近江市五個荘新堂町261番地
債務者　永松　正治
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―1214号
債務者　林　　隆子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３１号
鳥取県米子市紺屋町96番地11
債務者　佐々木和子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１８５号
山口県下関市東神田町６番２号
債務者　義原　晃若
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
山口県下関市清末西町１丁目１番31号　ヴァンベールＫ102号
債務者　百田　友江（旧姓宗田）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
山口県下関市一の宮町１丁目１番20―302号
ウェルス新下関
債務者　原口　朋美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
愛媛県松山市小栗７丁目１番32号　小栗寮13号
債務者　船原　理乃
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３９１号
愛媛県松山市和泉南５丁目11番10号
債務者　永見　進夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
愛媛県今治市国分２丁目４番23号
債務者　片岡　一穂
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４４６号
高知市上町３丁目12番10号
債務者　大橋　親子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０号
福岡県田川郡川崎町大字川崎2643番地
債務者　菅　　優
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県田川郡川崎町大字池尻83番地の４
債務者　松田　孝之
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３２８号
宮崎市大字小松2687番地13　ヘルパーステーション木蓮、前住所宮崎市本郷３丁目16番16号　野辺アパート101号
債務者　﨑山　武久
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４８号
宮崎市新別府町前浜1401番地112
債務者　今村　好宏
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４８号
宮崎県都城市蓑原町3111番地43
債務者　中迫　　勲
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１４９号
宮崎県都城市蓑原町3111番地43
債務者　中迫　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部